提案：MMS会則変更について
（提案者：MMS幹事会）

変更内容

MMS会則　付記1

【変更前】
本会の事務局を**庶務幹事**の所属施設内に置く。本会の所在地は、事務局所在地と同じとする。

【変更後】
本会の事務局を**会計幹事**の所属施設内に置く。本会の所在地は、事務局所在地と同じとする。

変更理由

- 現状でMMS事務局住所が必要になる場面は，銀行口座の住所登録のみ.
- 銀行口座（会計幹事名義）関連書類が，庶務幹事に届く状況となっている（中川幹事名義の書類が小山幹事に届く）ため，事務作業が煩雑になっている.
- 事務局住所を「会計幹事の所属施設」に変更することで，銀行口座名義と住所が整合し，事務作業の簡素化に繋がる.